

議案第62号

杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する
条例及び杉並区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する
条例及び杉並区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する
条例（平成26年杉並区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に
改める。

第3条第1項中「適切な」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負
担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利
用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第1項中「支給認定保
護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ど
も」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」
を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定
に」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」
に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改
める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「支給
認定証」の次に「（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていな
い場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44

号) 第7条第2項の規定による通知)」を加え、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間及び」を「教育・保育給付認定の有効期間、」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。))第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する区が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する区が定める額とする。)」を「令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用(法

第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」を「(次に掲げるものを除く。)に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次に掲げる令第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子ども(以下「満3歳以上教育・保育給付認定子ども」という。)のうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額がそれぞれ次に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 5万7,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円)

イ 次に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども(以下「負担額算定基準子ども」という。)又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、学校教育法(昭和22年法律第26号)第49条の5に規定する義務教育学校の前期課程又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ次に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(当該負担額算定基準子どもと同一の世帯に属する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子どものうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教

育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第15条第1項第3号中「（昭和22年法律第26号）」を削る。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項並びに第24条（見出しを含む。）から第26条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に改め、「第2号」の次に「と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」とあるのは「特別利用保育を受ける法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び同項第2号」を加える。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る」とあるのは「除く」を「利用している同号」とあるのは「利用している同項第1号又は第2号」と、「の同号」とあるのは「の同項第1号」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども及び特別利用教育を受け

る同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第37条の見出しを削り、同条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつては、その」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「同じ。）を」を「同じ。）は、家庭的保育事業にあつては」に、「にあつては、その利用定員を」を「にあつては」に、「附則第6項」を「附則第4項」に改める。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「、前項」を「、同項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含み、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては当該特定利用地域型保育の対象となる同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。第40条第2項を除き、以下この節において同じ。）」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第3号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第43条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定

する区が定める額とし、」を削り、「同項第3号」を「、法第30条第2項第3号」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）」、「（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」及び「（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 食事の提供（特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を受ける満3歳以上教育・保育給付認定子どもに対するものに限る、次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 特別利用地域型保育を受ける令第4条第1項第1号に規定する教育認定子どものうち、第13条第4項第3号ア（ア）又は同号イ（ア）に掲げる者に該当するものに対する副食の提供

イ 特定利用地域型保育を受ける令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どものうち、第13条第4項第3号ア（イ）又は同号イ（イ）に掲げる者に該当するものに対する副食の提供

第43条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育及び特定地域型保育事業所」に、「第14条第1項」を「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」に、「（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費）」を「の支給」に改め、「特例地域型保育給付費」の次に「を含む。以下同じ。）の支給」を、「第43条第2項」との次に「、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と」を加える。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（」を「満3歳未満保育認定子ども（当該特定地域型保育事業者が）」に、「当該特定利用地域型保育」を「、当該特定利用地域型保育」に、「法第19条第1項第2号」を「同項第2号」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（当該特定地域型保育事業者が特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、抽選又は利用の申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念又は基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考するものとする。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「支給認定子ども（」を「教育・保育給付認定子ども（当該特定地域型保育事業者が）」に、「当該特別利用地域型保育」を「、当該特別利用地域型保育」に、

「法第19条第1項第1号」を「同項第1号」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改める。

附則第2項中「法第27条第3項第2号に掲げる額（）」とあるのは「当該」と、「額とする。」）とあるのは「額」を「）第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「）第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子ども（特定保育所から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。））を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」に、「第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。））」に改め、附則中第4項及び第5項を削り、第6項を第4項とし、第7項を第5項とする。

第2条 杉並区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成26年杉並区条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第13条第1項」の次に「（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。））」を加え、同条第2号中「第14条第1項」の次に「（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。））」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を改める等の必要がある。

杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する
 条例及び杉並区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を
 改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基
 準に関する条例の一部改正）

| 新 条 例 | 旧 条 例 |
|--|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により杉並区（以下「区」という。）が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条において同じ。）又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p> <p>2 略</p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により杉並区（以下「区」という。）が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条において同じ。）又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、<u>支給認定保護者</u>に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p> <p>2 略</p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地</p> |

- 保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、抽選又は利用の申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念又は基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの
- 定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、抽選又は利用の申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念又は基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの

区分に係る利用定員を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、前2項の規定による選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の

区分に係る利用定員を超える場合においては、支給認定に_____に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子ども_____が優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、前2項の規定による選考の方法をあらかじめ支給認定保護者_____に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子ども_____に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども_____に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の

保育給付認定保護者が受けている教育
・保育給付認定の有効期間の満了の日
の30日前までに行われるよう必要な
援助を行わなければならない。ただ
し、緊急その他やむを得ない理由があ
る場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定
教育・保育の提供に当たっては、教育
・保育給付認定子どもの心身の状況、
その置かれている環境、他の特定教育
・保育施設等の利用状況等の把握に努
めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定
教育・保育の提供の終了に際しては、
教育・保育給付認定子どもについて、
小学校における教育又は他の特定教育
・保育施設等において継続的に提供さ
れる教育・保育との円滑な接続に資す
るよう、教育・保育給付認定子どもに
係る情報の提供その他小学校、特定教
育・保育施設等、地域子ども・子育て
支援事業を行う者その他の機関との密
接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定
教育・保育_____

定保護者 _____ が受けている支給
認定の有効期間 _____ の満了の日
の30日前までに行われるよう必要な
援助を行わなければならない。ただ
し、緊急その他やむを得ない理由があ
る場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定
教育・保育の提供に当たっては、支給
認定子ども _____ の心身の状況、
その置かれている環境、他の特定教育
・保育施設等の利用状況等の把握に努
めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定
教育・保育の提供の終了に際しては、
支給認定子ども _____ について、
小学校における教育又は他の特定教育
・保育施設等において継続的に提供さ
れる教育・保育との円滑な接続に資す
るよう、支給認定子ども _____ に
係る情報の提供その他小学校、特定教
育・保育施設等、地域子ども・子育て
支援事業を行う者その他の機関との密
接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定
教育・保育 (特別利用保育及び特別利
用教育を含む。以下この条及び次条に

_____を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額

をいう。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を行わないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額

_____において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者

_____から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する区が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する区が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を行わないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特

_____をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)及び(2) 略

(3) 食事の提供 (次に掲げるものを

別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者_____から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者_____から受けることができる。

(1)及び(2) 略

(3) 食事の提供 に要する費用(法第

除く。)に要する費用

19条第1項第3号に掲げる小学校
就学前子どもに対する食事の提供に
要する費用を除き、同項第2号に掲
げる小学校就学前子どもについては
主食の提供に係る費用に限る。)

ア 次に掲げる令第4条第1項に規
定する満3歳以上教育・保育給付
認定子ども（以下「満3歳以上教
育・保育給付認定子ども」とい
う。）のうち、その教育・保育給
付認定保護者及び当該教育・保育
給付認定保護者と同一の世帯に属
する者に係る令第4条第2項第2
号に規定する市町村民税所得割合
算額がそれぞれ次に定める金額未
満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に
掲げる小学校就学前子どもに該
当する教育・保育給付認定子ど
も 7万7,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に
掲げる小学校就学前子どもに該
当する教育・保育給付認定子ど
も（令第4条第1項第2号に規
定する特定満3歳以上保育認定
子どもを除く。イ（イ）におい
て同じ。） 5万7,700円
（令第4条第2項第6号に規定
する特定教育・保育給付認定保

護者にあつては、7万7,101円)

イ 次に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども（以下「負担額算定基準子ども」という。）又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、学校教育法（昭和22年法律第26号）第49条の5に規定する義務教育学校の前期課程又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ次に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（当該負担額算定基準子どもと同一の世帯に属する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子どものうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項に規定する費用の額の支払を求める際は、あらかじめ、当該費用の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に費用の額の支払を求める理由について書面によって明らかにするとと

(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項に規定する費用の額の支払を求める際は、あらかじめ、当該費用の用途及び額並びに支給認定保護者に費用の額の支払を求める理由について書面によって明らかにするとと

もに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項に規定する費用の額の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費_____

_____の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の規定により特定教育・保育費用基準額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の内容)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じた

もに、支給認定保護者_____に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項に規定する費用の額の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費_(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下同じ。)_の支給を受けた場合は、支給認定保護者_____に対し、当該支給認定保護者_____に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

_____の支給を受けた場合は、支給認定保護者_____に対し、当該支給認定保護者_____に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の規定により特定教育・保育費用基準額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者_____に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の内容)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じた

特定教育・保育を適切に提供しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法_____第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 略

2 略

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 略

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わ

特定教育・保育を適切に提供しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 略

2 略

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 略

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者_____その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの_____心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者_____に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わ

育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、その額及び支払を求める理由

(6)～(11) 略

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 略

(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に

費用の種類、その額及び支払を求める理由

(6)～(11) 略

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 略

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に

掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（児童福祉施設であるものに限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、又は人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機

掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（児童福祉施設であるものに限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、又は人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機

関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 略

(苦情への対応)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 略

関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 略

(苦情への対応)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 略

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により区が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は区の職員が行う質問若しくは当該特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 略

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 略

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに区、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 略

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により区が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は区の職員が行う質問若しくは当該特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 略

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 略

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに区、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 略

4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 略

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第12条の規定による特定教育・保育の記録

(3)～(5) 略

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 略

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録

(3)～(5) 略

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に

掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供しているもの」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同項第1号又は第2号」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「第19

掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供しているもの」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同項第1号又は第2号」

条第1項第2号」とあるのは「特別利用保育を受ける法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び同項第2号」と読み替えるものとする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）

が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する設置基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費

_____と読み替えるものとする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）

が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する設置基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含む

には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「第19条第1項第1号」とあるのは「第19条第1項第2号」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同項第1号又は第2号」と、「の同号」とあるのは「の同項第1号」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども及び特別利用教育を受ける同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」と読み替えるものとする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の 利用定員（法第29条第1項の確認に当たって定めるものに限る。以下この章に

__ものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「第19条第1項第1号」とあるのは「第19条第1項第2号」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る」とあるのは「除く_____」と読み替えるものとする。

（利用定員）

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員（法第29条第1項の確認に当たって定めるものに限る。以下この章に

において同じ。)は、家庭的保育事業に
 あっては5人以下、小規模保育事業A
 型（家庭的保育事業等の設備及び運営
 に関する基準（平成26年厚生労働省
 令第61号）第28条に規定する小規
 模保育事業A型をいう。）及び小規模
 保育事業B型（同令第31条第1項に
 規定する小規模保育事業B型をい
 う。）にあっては 6
 人以上19人以下、小規模保育事業C
 型（同令第33条に規定する小規模保
 育事業C型をいう。附則第4項におい
 て同じ。）にあっては
 6人以上10人以下、居宅訪問型保
 育事業にあっては 1
 人とする。

2 略

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条 特定地域型保育事業者は、特
 定地域型保育の提供の開始に際して
 は、あらかじめ、利用申込者に対し、
 第42条第1項に規定する連携施設の
 種類及び名称並びに連携協力の概要、
 第46条に規定する運営規程の概要、
 職員（当該特定地域型保育事業所の管
 理者を含む。以下この章において同
 じ。）の勤務体制、第43条の規定に
 より支払を受ける費用に関する事項そ
 の他の利用申込者の保育の選択に資す

において同じ。)を
 5人以下、小規模保育事業A
 型（家庭的保育事業等の設備及び運営
 に関する基準（平成26年厚生労働省
 令第61号）第28条に規定する小規
 模保育事業A型をいう。）及び小規模
 保育事業B型（同令第31条第1項に
 規定する小規模保育事業B型をい
 う。）にあっては、その利用定員を6
 人以上19人以下、小規模保育事業C
 型（同令第33条に規定する小規模保
 育事業C型をいう。附則第6項におい
 て同じ。）にあっては、その利用定員
 を6人以上10人以下、居宅訪問型保
 育事業にあっては、その利用定員を1
 人とする。

2 略

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条 特定地域型保育事業者は、特
 定地域型保育の提供の開始に際して
 は、あらかじめ、利用申込者に対し、
 第42条第1項に規定する連携施設の
 種類及び名称並びに連携協力の概要、
 第46条に規定する運営規程の概要、
 職員（当該特定地域型保育事業所の管
 理者を含む。以下この章において同
 じ。）の勤務体制、利用者負担
 その
 の他の利用申込者の保育の選択に資す

る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（連携施設の確保等）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に提供され、及び、当該特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了後も満3歳未満保育認定子どもに対して必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、あらかじめ、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

（1） 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集

る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（連携施設の確保等）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に提供され、及び、当該特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了後も支給認定子どもに対して必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、あらかじめ、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

（1） 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集

団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2及び3 略

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設若しくは他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育又は小学校における教育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域

団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2及び3 略

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設若しくは他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育又は小学校における教育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域

子ども・子育て支援事業を行う者、小学校その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が_____

_____特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、法第30条第2項第3号に規定する区が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を行わないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に規定する額_____

_____をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準

子ども・子育て支援事業を行う者、小学校その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、支給認定保護者_____から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30

条第2項第2号に規定する区が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号_____に規定する区が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を行わないときは、支給認定保護者_____から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定地域型保育

に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準

により算定した費用の額 _____

を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 _____

_____をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受け

により算定した費用の額 (その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額) _____

を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額) _____をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者 _____から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者 _____から受け

ることができる。

(1)及び(2) 略

(3) 食事の提供 (特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を受ける満3歳以上教育・保育給付認定子どもに対するものに限り、次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 特別利用地域型保育を受ける令第4条第1項第1号に規定する教育認定子どものうち、第13条第4項第3号ア(ア)又は同号イ(ア)に掲げる者に該当するものに対する副食の提供

イ 特定利用地域型保育を受ける令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どものうち、第13条第4項第3号ア(イ)又は同号イ(イ)に掲げる者に該当するものに対する副食の提供

(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項に規定する費用の額の支払を受けた場合

ることができる。

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項に規定する費用の額の支払を受けた場合

は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項に規定する費用の額の支払を求める際は、あらかじめ、当該費用の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に費用の額の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項に規定する費用の額の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、次に掲げる特定地域型保育事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、その額及び支払を求める理由

(6)～(11) 略

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満

は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者 _____ に対し交付しなければならない。

- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項に規定する費用の額の支払を求める際は、あらかじめ、当該費用の用途及び額並びに支給認定保護者 _____ に費用の額の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者 _____ に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項に規定する費用の額の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、次に掲げる特定地域型保育事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 支給認定保護者から受領する _____ 費用の種類、その額及び支払を求める理由

(6)～(11) 略

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支

3歳未満保育認定子どもに対し適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 略
(記録の整備)

第49条 略

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育
_____の記録

(3)～(5) 略

(準用)

第50条 第8条、第9条、第12条、
第14条、第17条から第19条ま

支給認定子どもに対し適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 略
(記録の整備)

第49条 略

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録

(3)～(5) 略

(準用)

第50条 第8条、第9条、第12条、
第14条、第17条から第19条ま

で、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育及び特定地域型保育事業所について準用する。この場合において、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費の支給」とあるのは「地域型保育給付費（法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下同じ。）の支給」と、「施設型給付費の額」とあるのは「地域型保育給付費の額」と、同条第2項中「前条第2項」とあるのは「第43条第2項」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第46条の規定による規程をいう。）」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付

で、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費）」とあるのは「地域型保育給付費（法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費」と、「施設型給付費の額」とあるのは「地域型保育給付費の額」と、同条第2項中「前条第2項」とあるのは「第43条第2項」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第46条の規定による規程をいう。）」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども

特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、抽選又は利用の申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念又は基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考するものとする。

4 略

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定地域型保育事業所を

3 略

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____ に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び _____ 当該特定地域型保育事業所を

現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる同項第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員を超えないものとする。

附 則

1 略

2 特定保育所が特定教育・保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子ども（特定保育所から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」

_____」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払

現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（ _____ 特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育 の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____ 含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員を超えないものとする。

附 則

1 略

2 特定保育所が特定教育・保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額（とあるのは「当該 _____ と、「額とする。」）」とあるのは「額 _____ 」と、同条第2項中「第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払

を、区の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

3 略

を、区の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

3 略

4 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「第27条第3項第2号に掲げる」とあるのは「附則第9条第1項第1号イに規定する区が定める」と、「第28条第2項第2号」とあるのは「附則第9条第1項第2号ロ（1）」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「第27条第3項第1号に規定する」とあるのは「附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した」と、「をいい」とあるのは「及び同号ロに規定する区が定める額をいい」と、「第28条第2項第2号」とあるのは「附則第9条第1項第2号ロ（1）」と、「額）を、」とあるのは「額）及び同号ロ（2）に規定する区が定める

額を、と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。

5 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第1項中「第30条第2項第2号」とあるのは「附則第9条第1項第3号イ(1)」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「第30条第2項第2号」とあるのは「附則第9条第1項第3号イ(1)」と、「額)を、とあるのは「額)及び同号イ(2)に規定する区が定める額を、と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。

4 略

5 略

6 略

7 略

第2条による改正（杉並区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正）

| 新 条 例 | 旧 条 例 |
|---|---|
| (過料) 第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。 | (過料) 第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。 |

(1) 正当な理由なしに、法第13条第1項(法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

(2) 正当な理由なしに、法第14条第1項(法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(3) 略

(1) 正当な理由なしに、法第13条第1項 _____
_____の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

(2) 正当な理由なしに、法第14条第1項 _____
_____の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(3) 略